

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情7第37号	受理年月日	令和7年11月10日
件 名	政治活動及び選挙活動における妨害の禁止を周知する陳情		

【陳情の趣旨】

昨今、政治活動及び選挙活動において、街頭演説中にプラカードやそれに類するものを掲げて、拡声器等を用いて、街頭演説の妨害を行う行為が多々見受けられる。そのような行為は国民の知る権利を妨害し、国民の政治に対する関心を下げてしまうことに繋がりかねない。

また、公職選挙法では選挙の自由と公正を確保するため、街頭演説等の選挙活動を妨害することは禁止している。

目黒区では、選挙の投票率を上げるために様々な取り組みを行っているが、政治への関心を下げてしまい、投票率の低下を招くような妨害行為はあってはならず、以下について陳情する。

【陳情事項】

- 1 政治活動及び選挙活動において、プラカードやそれに類するものを掲げる行為、あるいは拡声器や大声による行為で街頭演説及び街頭活動を妨害することは禁止行為であることを周知する。
- 2 政治活動及び選挙活動の妨害行為をSNS等で呼びかけることは禁止行為であることを周知する。
- 3 政治活動及び選挙活動を行っている人自身による挑発行為を含めた妨害は禁止行為であることを周知する。